

申込開始は
4月から！

平成27年度スタート 養豚経営安定対策事業

新たな事業実施期間が
始まります！

養豚経営安定対策事業とは？

養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補てん金として交付する事業です。

事業見直しのポイント

主な変更点

- 1 事業実施期間を6年間から3年間（27～29年度）に短縮します。
- 2 初回加入・再加入ができます。
- 3 事業終了後に無事戻しを実施します。
- 4 損金算入の特例は廃止されます。

手続きは変更なし

独立行政法人農畜産業振興機構

- | | |
|----------|--------|
| ①申込受理 | ①参加申込 |
| ②負担金納付通知 | ②販売報告 |
| ③交付決定 | ③負担金納付 |
| ④補てん金の交付 | ④交付申請 |
| | ⑤実績報告 |

肉豚生産者

事業実施期間について

- 事業実施期間を6年間から3年間(平成27~29年度)に短縮します。
- 27年度に加入されない場合、3年間途中加入はできませんので、この機会にお申し込みいただくよう、ご注意ください。

事業申込要件について

- 27年度については、これまで加入していない方及び途中で辞めた方も加入できます。
ただし、大企業は除きます。
- 耕畜連携又はエコフィードの活用 of 取組に努めていただくことが必要です。
- 原則として、配合飼料価格安定基金への継続加入が必要です。

生産者負担金について

- 生産者負担金の単価は、毎年度設定されます。生産者と国の積立割合は1:1です。
- 事業実施期間終了後に生産者負担金に残額があった場合は、無事戻しを行います(途中辞退者及び取消者を除きます)。
- 損金算入の特例は廃止されます。

● 申込みについて ●

事業の参加申込みは、平成27年4月~5月中旬を予定しています。申込用紙は、平成27年4月以降に配布できるように準備していますので、お待ち下さい。(当機構のホームページに掲載する予定です。)

※ 書類の作成事務等を、JA、荷受組合、養豚団体等に委託することもできます。

● お問い合わせ先 ●

alic 独立行政法人農畜産業振興機構

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
畜産経営対策部 養豚経営課あて

電話：03-3583-1150 FAX：03-3586-5200
HPアドレス：<http://www.alic.go.jp/> Mail：yoton@alic.go.jp

